

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	農地整備課	整理番号	2-4
許認可等の種類	第三者管理委託等の承認			
根拠法令条例等 ・条項	土地改良財産の管理等に関する規則第 2 3 条			
許認可等の概要	土地改良財産の譲受者が当該財産を第三者に管理を委託し、譲与する場合の承認			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定（法令等の規定において言い尽くされているため）  【参考】土地改良財産の管理等に関する規則第 2 3 条 土地改良財産の効用が保持されるものであること。			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	4 0 日			
期間の制定根拠	—			